

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当サービス)(令和8年6月1日以降適用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,176単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)39単位		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,349単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)77単位		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)123単位		123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	266	1回につき	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		266単位 ※1月の中で全部で4回まで		186		
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239		
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		270			
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	網掛け部分は、駒ヶ根市では使用しません		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243		
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一			提供責任者を配置している場合×70%	170		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ				285		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス				165		
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149		
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104		
A2	C211	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,176単位	所定単位数の1%減算	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)39単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,349単位		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)77単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,727単位		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自サービス高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)123単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,176単位	所定単位数の1%減算	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)39単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,349単位		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)77単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,727単位		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)123単位		1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200		
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ヌ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の270/1000 加算			1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の287/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の249/1000 加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の266/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の207/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の170/1000 加算				